Padded Dash Filler,有限会社ティークラフト,2050-9

1. 安全データシート（SDS）：パデッドダッシュフィラー（主剤）

作成日（発行日）: 2026-11-22 製品品番: 2050-9

1. 化学品及び会社情報

- 化学品の名称: パデッドダッシュフィラー（Padded Dash Filler）
- 推奨用途及び使用上の制限:

  推奨用途: 自動車ダッシュボードのひび割れ補修用パテ（主剤）（業務用）

- 供給者の会社名称、住所及び電話番号:

  会社名称: 有限会社ティークラフト
  住所: 〒444-2134 愛知県岡崎市大樹寺 2 丁目 17-3
  担当部署: プラスチックリペア事業部
  電話番号: 0564-28-5319　　FAX: 0564-28-5399
  担当者: 田中

2. 危険有害性の要約

- GHS 分類:
  - 物理化学的危険性: 引火性液体：区分 3
  - 健康に対する有害性: 急性毒性（吸入：蒸気）：区分 4 ／ 皮膚腐食性・刺激性：区分 2 ／ 眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性：区分 2A ／ 特定標的臓器毒性（単回ばく露）：区分 3（気道刺激性、麻酔作用） ／ 特定標的臓器毒性（反復ばく露）：区分 1（中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓、聴覚器） ／ 誤えん有害性：区分 1
  - 環境に対する有害性: 水生環境有害性 短期（急性）：区分 2
  - *（注）記載なき GHS 分類区分は「該当しない」または「分類できない」*
- GHS ラベル要素:



    - 絵表示（GHS Pictograms): 炎（GHS02）、感嘆符（GHS07）、健康有害性（GHS08）
    - 注意喚起語: 警告
    - 危険有害性情報:
        - 引火性液体及び蒸気
        - 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
        - 皮膚刺激
        - 強い眼刺激
        - 吸入すると有害
        - 呼吸器への刺激のおそれ
        - 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害
        - 水生生物に毒性
- 注意書き:
    - 安全対策:
        - 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
        - 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
        - 容器を密閉しておくこと。
        - 容器を接地しアースをとること。
        - 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。
        - 火花を発生させない工具を使用すること。
        - 静電気放電に対する措置を講ずること。
        - 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
        - 換気の良い場所で使用すること。
        - 取扱い後はよく手を洗うこと。
        - この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
        - 環境への放出を避けること。
        - 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
    - 応急措置:
        - 飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
        - 皮膚（又は髪）に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。皮膚刺激が生じた場合は医師の診察／手当てを受けること。
        - 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪いときは医師に連絡すること。

        - 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。刺激が続く場合は医師の診察を受けること。
        - 火災の場合: 消火するために適切な消火剤を使用すること。
    - 保管:
        - 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
        - 過度の熱・直射日光を避け、25℃以下で保管すること。
    - 廃棄:
        - 内容物/容器の廃棄にあたっては、国および県・市町村をはじめとする地方自治体の規則・基準、ならびに廃棄物処理法に従い、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

- 化学物質・混合物の区別: 混合物
- 成分及び含有量:
    - タルク（CAS 番号: 14807-96-6）：42%
    - ポリエステル樹脂（CAS 番号: 非公開／企業秘密）：35%
    - スチレン（CAS 番号: 100-42-5）：17%
    - 二酸化チタン（CAS 番号: 13463-67-7）：6%
- 労働安全衛生法（安衛法）に基づく表示・通知事項:
    - 表示対象物質（法第 57 条）および通知対象物質（法第 57 条の 2）に該当する成分を含有する（スチレン［通知番号 323］、酸化チタン［通知番号 191］）。

4. 応急措置

- 目に入った場合: 直ちに清浄な流水で 15 分以上注意深く洗眼し、医師の診察を受けること。
- 皮膚に付着した場合: 汚染された衣類や靴を脱ぎ、石鹸と水で洗い流すこと。皮膚刺激が続く場合は医師の診察を受けること。汚染された衣類は再使用前に洗濯すること。
- 吸入した場合: 直ちに空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で保温・安静にさせること。呼吸が停止している場合は人工呼吸を行い、呼吸困難な場合は酸素吸入を行い、直ちに医師の診断を受けること。

- 飲み込んだ場合: 無理に吐かせないこと（嘔吐時に気道へ侵入すると誤えん性肺炎の危険がある）。口をすすぎ、意識のない被災者には口から何も与えないこと。直ちに医師の診察を受けること。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤: 泡消火剤、二酸化炭素（CO2）、粉末消火剤、噴霧水。
- 使ってはならない消火剤: 棒状注水（火災を拡大させるおそれがある）。
- 特有の危険有害性: 引火性液体であり、蒸気は空気と爆発性混合気を形成する。蒸気は空気より重く低所に滞留し、遠隔の着火源で引火して逆火するおそれがある。火災の熱にさらされると容器内で重合反応を起こし、内圧上昇により容器が激しく破裂する危険がある。
- 消火作業者の保護: 自給式呼吸器（SCBA）および防火服を着用し、風上から消火すること。

6. 漏出時の措置

- 漏出時の対応: 全ての着火源を速やかに除去し、風上へ避難させ、十分な換気を行う。保護具を着用し、土砂や不活性吸収材（珪藻土等）で囲って吸収させ、密閉できる廃棄用容器に回収すること。
- 環境に対する注意事項: 下水道や水路、河川、土壌へ流出させないこと。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い:
  - 促進剤や硬化剤（触媒）の誤った添加・過剰添加を避けること（急激な重合発熱のおそれ）。
  - 防爆型の電気機器・換気設備・照明を使用し、火花を発生させない工具を用い、容器の接地（アース）および静電気対策を講じること。
  - 蒸気や研磨粉じん・ミストを吸入しないこと。換気の良い場所で使用し、使用時に飲食または喫煙をしないこと。
- 保管:
  - 過度の熱、火花、裸火、直射日光を避け、容器を密閉して涼しく乾燥した換気の良い場所に保管すること（25℃以下推奨）。

8. 暴露防止及び保護措置

- 管理濃度 / 許容濃度:

    - スチレン：管理濃度 20 ppm ／ 日本産業衛生学会 許容濃度 20 ppm（85 mg/m³）（皮） ／ ACGIH TLV-TWA 20 ppm
    - タルク：管理濃度 2.9 mg/m³（第 1 種粉じん） ／ 日本産業衛生学会 許容濃度 吸入性 0.5 mg/m³・総粉じん 2 mg/m³ ／ ACGIH TLV-TWA 2 mg/m³
    - 二酸化チタン：日本産業衛生学会 許容濃度 吸入性 1 mg/m³・総粉じん 4 mg/m³ ／ ACGIH TLV-TWA 10 mg/m³
- 設備対策: 作業場内の空気中濃度を管理濃度・許容濃度以下に維持するため、全体換気および必要に応じて局所排気装置（防爆構造）を設けること。作業場近くに洗眼設備と安全シャワーを設置すること。
- 保護具:
    - 呼吸用保護具: 作業環境濃度が基準値を超える場合や、研磨・研削・切断・スプレー等で粉じん・ミスト・蒸気が発生する場合や換気が不十分な場合には、適切な呼吸用保護具（国家検定合格品の有機ガス用防毒マスク・防塵機能付き等）を着用すること。
    - 手の保護具: 化学物質の皮膚接触・吸収を防ぐため、ポリビニルアルコール（PVA）製またはバイトン製の耐薬品性手袋を着用すること（短時間・飛沫防止にはニトリルゴムまたは PVC 製手袋も使用可）。
    - 眼・面の保護具: 薬剤の飛沫や、硬化後の切削・研磨時に削りかすが目に入るおそれがある場合は、サイドシールド付き保護眼鏡（安全グラス）・ゴーグルおよびフェイスシールドを着用すること。
    - 衛生対策: 食事、喫煙、または洗面所の使用前および取扱い後は手をよく洗うこと。保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

- 外観: 高粘度液体（樹脂中の灰色フィラー）、灰色
- 臭い: 刺激臭（スチレン臭、臭気閾値 0.2 ppm）
- 引火点: 32℃（89° F）
- 沸点: 146℃（スチレン）
- 自然発火点: 490℃（スチレン）
- 爆発限界: 下限 1.1% ～ 上限 6.1%（スチレン）
- 比重: 1.6
- 蒸気密度: 空気より重い
- 溶解度: 水にわずかに溶ける

10. 安定性と反応性

- 化学的安定性: 通常の取扱条件および推奨保管条件下においては安定。
- 危険有害反応可能性: 過酸化物（硬化剤）、金属塩、重合触媒との混触や、65℃（150°F）以上の加熱により危険な重合反応を起こすおそれがある。
- 避けるべき条件: 極端な高温、換気不良、火花、直火。
- 混触危険物質: 強酸、アルカリ性物質、酸化剤、過酸化物、金属塩。
- 危険な分解生成物: 加熱分解・燃焼により一酸化炭素、二酸化炭素、低分子量炭化水素、有機酸を生じるおそれがある。

11. 有害性情報

- 毒性情報: 急性毒性：経口（ラット）LD50 = 5,000 mg/kg、経皮（ラット）LD50 > 2,000 mg/kg、吸入（ラット・4h）LC50 = 11.8 mg/L。皮膚刺激、強い眼刺激、気道刺激・麻酔作用あり。反復ばく露により中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓、聴覚器への障害のおそれがある。IARC グループ 2B（ヒトに対して発がん性がある可能性がある）該当成分を含む。

12. 環境影響情報

- 生態毒性: 水生生物に毒性あり（H401）。スチレン BCF 13.5（魚類）、log Kow 2.95。水系・土壌への流出を避けること。

13. 廃棄上の注意

- 廃棄方法: 許可された施設にて、関連法規（日本の廃棄物処理法等）および県・市町村をはじめとする地方自治体の定める規則に従って適正に処理すること。

14. 輸送上の注意

- 輸送規制: 該当あり（国際規制・国内法規の対象）
- 国連番号: UN3269（品名：Polyester Resin Kit / ポリエステル樹脂キット、クラス 3 引火性液体、容器等級 III）

15. 適用法令

- 労働安全衛生法（安衛法): 名称等を表示・通知すべき危険物及び有害物（スチレン［通知番号 323］、酸化チタン［通知番号 191］）、危険物・引火性の物。スチレンを重量の 1%を超えて含有するため、特定化学物質障害予防規則（第 2 類物

質・特別有機溶剤）の対象となる場合がある。研磨作業等を行う場合は粉じん障害防止規則にも留意すること。

- 化学物質排出把握管理促進法（PRTR 法): 第 1 種指定化学物質に該当（スチレン：管理番号 240、含有率 17%）。
- 消防法: 第 4 類 引火性液体 第二石油類（非水溶性液体）危険等級 III（引火点 32℃、指定数量 1,000L）。

16. その他の情報

- 参考文献:
  - パーツ供給元提供 SDS（Polyvance Part No. 2050-9 / 2025-08-01）
  - 国連 GHS オレンジブック
  - JIS Z 7253:2019（GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場及び安全データシート（SDS））
  - JIS Z 7252:2019（GHS に基づく化学品の分類手法）
  - 独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE） GHS 分類ガイダンス
  - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト（モデル SDS 情報）
- 責任の限定および社員の健康管理について: この安全データシート（SDS）は、部品供給元から提供された情報等に基づき、JIS Z 7253 に準拠して作成しています。記載内容は現時点で入手できるデータに基づくものであり、将来の知見によって変更される場合があります。また、通常の取扱いを対象としたものであり、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。ここに記載した GHS 分類区分の算定根拠は現時点における日本公表データ（NITE 2026 年度）です。